

「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正(案)に対する意見募集の結果について

本市では、生活環境の保全と災害防止のより一層の徹底を図るため、常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正するにあたり、市民の皆さんからのご意見を募集いたしました。

募集結果等につきまして、次のとおり公表いたします。なお、市ホームページにおきましても公表を行っています。

1. 意見募集の実施状況

- (1)意見の募集期間：令和元年12月10日(火)～令和2年1月8日(水)
- (2)意見の提出件数：3件
- (3)意見の提出方法：持参3件 郵送0件 メール0件

2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	意見のタイトル	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	周辺関係者への説明会の開催について	当該土地が山間地にある場合は、下流域に影響が及ぶことが心配されるので、周辺関係者への説明会については、当該土地の1km程度の範囲の土地所有者も対象に入れていただきたい。	周辺関係者への説明会については、原則として当該土地のおおむね300メートル以内の住民を対象として規則で義務付けしますが、当該土地の地形その他の状況によっては、範囲外の土地や関係者に影響が及ぶことも想定されることから、事案ごとに弾力的な運用に努めます。
2	その他	埋立てについては、当該土地の土質により水の地下浸透が異なるので、当該土地の状況に応じた埋立て工法となるよう規制を図られたい。	当該土地の土質ごとの埋立て工法等については、条例により規制を図ることは困難であることから、それぞれ当該土地の状況等に応じた施工となるよう、事前協議において必要な指導を行ってまいります。
3	その他	埋立ての目的が残土処理と明白な場合、環境に考慮し施行されたい。(例：山林であれば植林)	本条例は、無秩序な土地の埋立て等を防止することを目的としていますので、適正な埋立てを行うよう事前協議において指導を行ってまいります。

問 本庁 生活環境課生活環境G ☎52-1111 内線122

母子家庭等自立支援給付金について

ひとり親家庭の父母が、資格を取得するため養成機関で修学する場合に給付金を支給します。詳しくは下記の対象者、対象資格等をご確認ください。

- 対象者 児童を養育しているひとり親家庭の父母で、以下の全てに該当する方
 - (1)児童扶養手当を受給している方、または同様の所得水準の方
 - (2)養成機関において、1年以上(上限4年)のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - (3)就業または育児と修業の両立が困難であると認める方
 - (4)過去に同給付金または同様の給付金を受給したことがない方
- 対象資格 看護師(准看護師を含む)、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師など

※准看護師養成機関を修了後、引き続き看護師養成機関に修学する場合は、3年を超えない範囲で支給可能
- 支給額
 - (1)高等職業訓練促進給付金
 - 市民税非課税世帯 月額100,000円
 - 市民税課税世帯 月額 75,000円
 - ※修学最終学年は月額に40,000円を上乗せ
 - (2)高等職業訓練終了支援給付金(カリキュラム修了後1度限り支給)
 - 市民税非課税世帯 50,000円
 - 市民税課税世帯 25,000円
- その他 本給付金を受けるためには、就学前に事前相談(受給資格の審査、資格取得の見込み等)を行う必要があるため、進学先等が決定次第ご相談ください。

問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137